

◇国民健康保険だより◇

高額療養費制度について

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただきましたが、平成 24 年 4 月 1 日からは、「限度額適用認定証」（認定証）を医療機関などの窓口に表示すれば、支払いが一定の金額にとどめられます。また、入院時についても適用されます。

申請するには、印鑑（朱肉を使用するもの）と保険証が必要です。認定証の区分は次のとおりです。

※保険料を滞納していると、高額療養費の限度額適用は受けられません。

【70 歳未満の方】

区 分	名 称	限 度 額	入院時 1 食 当り負担額	※ 1
一 般	限度額適用認定証	80,100 円 + （〔医療費〕 - 267,000 円）× 1 %	260 円	44,400 円
※ 2 上 位 所得者		150,000 円 + （〔医療費〕 - 500,000 円）× 1 %		83,400 円
住 民 税 非課税世帯	限度額適用・標準 負担額減額認定証	35,400 円	※ 3 210 円	24,600 円

※ 1：過去 12 カ月間に、同一世帯で高額療養費支給が 4 回以上あった場合の自己負担限度額。

※ 2：国保被保険者全員の基礎控除後の「総所得金額等」が 600 万円を超える世帯。所得の申告がない世帯。

※ 3：過去 12 カ月以内の入院日数が 90 日を超える場合は 160 円。

【70 歳以上 75 歳未満の方】

区 分	名 称	限 度 額	入院時 1 食 当り負担額
一 般	限度額適用認定証 発行なし	44,400 円	260 円
※ 1 現役並み所得者分		80,100 円 + （〔医療費〕 - 267,000 円）× 1 %	
住 民 税 非 課 税 世 帯 ※ 2（低所得者Ⅱ）	限度額適用・標準 負担額減額認定証	24,600 円	※ 4 210 円
住 民 税 非 課 税 世 帯 ※ 3（低所得者Ⅰ）		15,000 円	100 円

※ 1：同一世帯に住民税課税所得が 145 万円以上の 70 歳以上の国保加入者。ただし、その該当者の収入合計が、一定額未満（1 人で 383 万円未満、2 人以上で 520 万円未満）であることの申請があった場合を除く。

※ 2：同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税の人。

※ 3：低所得者Ⅱのうち、世帯員の所得が一定基準に満たない人。

※ 4：過去 12 カ月以内の入院日数が 90 日を超える場合は 160 円。

【75 歳以上で後期高齢者医療に加入されている方】

世帯全員の住民税非課税の方が対象となります。詳しくは、下記の担当者までご相談ください。

特別徴収（年金天引き）について

平成 20 年 10 月 1 日から国保料の特別徴収が開始されました。特別徴収は、年金の支払月に年金受給額からあらかじめ保険料を徴収する制度です。

※特別徴収から口座振替へ変更される場合は、総務部税務課にて届出が必要です。このとき、保険証と印鑑（朱肉を使用するもの）を持参して下さい。（特別徴収になる直前まで口座振替を申し込まれていない場合は、金融機関の通帳と通帳印も必要です）

【問い合わせ先】

○手続きに関すること：民生部住民環境課（内線 252）

○保険料に関すること：総務部税務課（内線 233）